

第3回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第3回岩手町農業委員会総会は、令和5年9月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否意見の決定について

日程第7 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 福浦 昌博

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 早坂 浩美
農地利用最適化推進委員 三浦 啓臣

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第3回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、8番瀬川浩美委員、9番佐々木夏子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。

(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、事務局の説明を求めます。

局長 補佐 報告第1号、議案書4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条及び53条の規定により、転用の例外届があったので報告するものでございます。

5 ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字江刈内第23割地内の畑6,412㎡の内2,480.40㎡、大字川口第7地割地内の畑1,460㎡の内60.62㎡、同じく大字川口第7地割地内の田2筆1,916㎡の内1,619.16㎡、計4,160.18㎡について、●●株式会社が高压送電線増強工事に伴う作業用地として、工事用通路や工事器具設置等に使用するものがございます。なお、実際使用する面積は、4,090.14㎡となります。

この案件につきましては、農地法施行規則の転用の例外として法第29条及び第53条により総会への報告案件となるものがございます。

場所につきましては6、7ページ、詳細につきましては8、9ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。

報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、10ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものがございます。

議案書は11ページになります。

番号8、土地の所在は、大字沼宮内第33地割地内の畑430㎡、大字沼宮内第36地割地内の田4筆2,997㎡、計3,427㎡について、記載の譲り渡す方は、相続により所有者となりましたが、記載のとおり県外在住のため耕作できないため同地域の兼業農家の記載の方が、譲り受けて耕作していくものがございます。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

議案書は、13ページをご覧ください。

番号9、土地の所在は、大字川口第14地割地内の畑1筆1,063㎡について、譲り受ける方の畑及び宅地の隣にある畑であり、増反し耕作していくとの事で土地代を記載の金額により双方合意により所有権移転するものがございます。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

番号 8、9 とも現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

三浦啓臣推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

本日、午前 9 時から菊池委員、早坂推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3 条申請、受付番号 8 番、9 番の農地について報告します。

8 番の農地は●●から北側 500 メートルの国道及び川沿いにあり、全筆耕作管理されておりました。

9 番の農地は秋浦地区にある●●の南側 800 メートルの所にあり、現状作付けはしておらず、保全管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま報告をいただきました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 1 号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第 2 号

議 長 日程第 6、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 2 号。議案書は、15 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第 4 条第 2 項の規定を準用し、同条第 3 項の規定により意見の決定を求めますのでございます。

16 ページをご覧ください。

番号9、土地の所在は、大字川口第48地割地内の登記面積田4筆7,141㎡の内現況地目、田、畑2筆1,384.08㎡、原野2筆1,030.73㎡、計2,414.81㎡について、東北新幹線高速化工事に伴う作業ヤード確保のための一時転用でございます。

場所につきましては17、18ページ、岩手県への農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書は19、20ページをご覧ください。

議案書は16ページに戻りまして、番号10、土地の所在は、大字沼宮内第20地割地内の3筆、登記地目、田、現況地目、畑となります1,077㎡について、記載の所有者から株式会社●●が、土地代年間総額8万円にて借り受け太陽光発電装置を設置するものでございます。

場所及び詳細につきましては、21、22ページを岩手県への農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書は、23、24ページをご覧ください。

ご説明いたしました9番、10番につきましても、現地調査をしておりますので調査員から報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

早坂推進委員 現地調査の結果について、推進委員の早坂から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号9番と10番の農地転用の件について報告します。

9番の申請地は芦田内地区、●●の南東500メートルほどの所にあり、全筆遊休農地化しておりました。

10番の申請地は、●●の向かいにあり、原野化しておりました。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副主任 続きまして、私の方から詳細について説明いたします。

先に受付番号9番の申請について説明いたします。申請理由は議案書16ページの備考欄に記載の通りとなり、18ページに掲載してあります図面の通り、作業ヤード及び工専用通路に使用する一時転用となります。

19ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

以上、総じて許可足りうる案件であると考えられます。

続きまして、10番の申請について説明いたします。23ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

総じて許可足りうる案件であると考えられます。

以上、説明を終了します。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番府金委員 23ページの工事計画、永久転用と一時転用がある訳ですが、ソーラーであれば永久に使えるわけではないんですが、その転用の種類の違いを教えていただければと思います。

副 主 任 一時転用と永久転用の違い。農地法上の話になりますが、具体的に言うと3年以内であれば一時転用、3年以上であれば永久転用として判断されます。

今回の申請は、転用ではないのですが、土地の貸借は20年の契約でしたので自動的に永久転用と判断されます。

議 長 貸借なので撤去するときは相手側、業者側がやるという事ですね。

副 主 任 貸借なので基本的に業者側がやる事なんですが、今回は20年経ったら返すという話ではなく、契約が20年経って双方が何も物申すことがなければ自動更新されますので、契約期間は永久的なものになります。ですので、一時転用の工事と違い、借りた後農地に戻しますという制約はなくなります。

9 番佐々木委員 こういう太陽光の時、毎回聞いているのですが、岩手町としてはどういう風に捉えているのか。ポツポツ申請が上がってきて、ソーラーだからいいと許可されてきて、それに対して町の方針はどのようになっているのか。

議 長 今まで条例など事務局でも調べていますが、なかなか防止する対策はとれないというのが現状です。県も国も法令上受理されると同様にです。

局 長 補 佐 町としてのガイドラインという話ですと、勉強中でございます。

5 番藤澤委員 この株式会社●●という会社の概要、どういう会社か、町内に実績があるのか教えてください。

副 主 任 ●●という会社聞いたことがあると思うのですが、その子会社です。
●●としての転用の実績ですが、2、3カ月前に●●近くでの案件が許可になった実績があります。●●の所在は大阪で、近くだと八戸市に営業所があります。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第3号

議 長 日程第7、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は25ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

26ページをご覧ください。

番号4、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の畑222㎡について、先代が所有していた昭和の時代には自宅の庭として利用しておりましたが、その後は、一切管理できておらず原野化が激しく今後農地として復旧する事は難しい状況でございます。場所につきましては、27ページをご覧ください。

こちら、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いいたします。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

早坂推進委員 推進委員の早坂から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号4番の農地について報告します。

4番の対象地は●●の東側100メートルの所にあり、申請のとおり長期間管理されていない状態である事を確認いたしました。

対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 幅 委 員 原野化しているのを解除して、誰が今後処理していくのか。

副 主 任 27ページの農地の隣に家があります。申請者の実家で今は空き家の状態です。
今後は空き家とともに整備したいと買い手を探しているところで、庭、宅地にする
予定で具体的な話が進んでいるようです。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第4号

議 長 次に日程第8、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は28ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、29ページをご覧ください。

番号28について、土地の所在は、大字久保第9地割地内の畑3筆30,112㎡、田1筆3,950㎡、計4筆34,062㎡について、岩手県農業公社の売買支援事業を活用し、記載の方が土地代300万円、1反歩当たり88,000円にて岩手県農業公社へ売買するものです。その後、公社では所有権移転しまして、あっせんしている認定農業者へ売買することになります。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 幅 委 員 あっせんしてる人、買う人は分かっていますか。

局 長 補 佐 売買支援事業を行うにあたり、あっせん先決定してから進めることになってお
ります。●●農場になり、自宅の前の畑の所です。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に
対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第3回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時02分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

8 番

9 番